平成３０年（フ）第１０３９号
横浜市港北区綱島東５丁目８番29号　イーストハウス203号
債務者　中城えりか（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１３２号
神奈川県鎌倉市腰越３丁目15番20―201号
債務者　渡辺　順也
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７３７号
東京都小平市花小金井８丁目28番１号
債務者　磯部　義晴
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月31日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３０２号
静岡県島田市番生寺111番地の５、旧住所静岡県島田市島321番地　パレス山本２Ｂ号室
債務者　柳川　錠二
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３１８号
静岡市清水区青葉町13番25号　ビバルディ110号
債務者　三山　陽子
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９９３号
神奈川県藤沢市菖蒲沢1204番地の２　オーブ102
債務者　中島　啓佑
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月５日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０３８号
横浜市港北区綱島東５丁目８番29号　イーストハウス203号
債務者　中城　義人
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２３４号
神奈川県大和市下鶴間2346番地２　ワコーつきみ野ビレッジ205号
債務者　佐藤　真也
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月５日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７２０号
東京都青梅市今寺３丁目459番地の２
債務者　松島　美穂
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３７号
長崎県島原市有明町大三東戊1201番地５
債務者　大村ひとみ
1　決定年月日時　平成30年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月７日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成３０年（フ）第２４１号
静岡市清水区三保2040番地
債務者　大村　郁美（旧姓大岩）
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７０５号
東京都昭島市拝島町３丁目11番６―1201号
債務者　大貫　由美
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成３０年（フ）第３４５号
千葉県八千代市勝田台北２丁目23番９号　エステートピアふじ101
破産者　鈴木　淳一
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５０号
徳島県鳴門市大麻町板東字西平草64番地
破産者　株式会社ＫＩＳＯＹＡ
1　決定年月日　平成30年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１３４号
千葉県習志野市鷺沼３丁目５番４号　ベルテ・イマイ101号
破産者　杉本　大樹
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２１８号
千葉市若葉区若松町470―１
破産者　有限会社シー・エス・シー
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係